

令和3年 4月 定例教育委員会

日時 令和3年4月30日(金)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【審議事項】

(1) 議案第26号 鳥取市教育委員会事務決裁規程の一部改正について [教育総務課] P. 1

【説明・協議事項】

(1) 学校計画訪問実施計画について [学校教育課] P. 7

【報告事項】

- (1) 令和3年第3回市議会臨時会の報告について
- ・ 工事請負契約の締結について [教育総務課] P. 9
 - ・ 放棄した債権の報告について [学校教育課・学校保健給食課] P. 10
- (2) 新規採用教職員等のPCR検査の実施について [学校教育課] P. 14
- (3) 新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課] P. 15
- (4) 東京2020オリンピック競技大会聖火リレー 鳥取市ルートについて [生涯学習・スポーツ課] P. 17
- (5) 鳥取市・姫路市姉妹都市親善スポーツ交歓会の中止について [生涯学習・スポーツ課] P. 21
- (6) 鳥取市生涯学習推進基本方針の策定について [生涯学習・スポーツ課] P. 22
- (7) 鳥取市民体育館再整備事業の強風被害について [生涯学習・スポーツ課] P. 30
- (8) 公用車の事故について [中央図書館] P. 31

【先回定例会の議事録】

【その他】

(1) 次期定例教育委員会の開催について

[5月] 令和3年5月27日(木) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

[6月] 令和3年6月29日(火) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

① 行事報告（3月31日～4月30日）

3月	31	(水)		
4月	1	(木)		
	2	(金)	対面式	国府町コミュニティセンター
			電視観望システム運用日(R3年度より4月から10月までは金・土に運用拡大)	さじアストロパーク・4階観測室
	3	(土)	鳥取市歴史博物館 リニューアルオープン	鳥取市歴史博物館
	4	(日)	常展リニューアルイベント 麒麟獅子舞	鳥取市歴史博物館
	5	(月)		
	6	(火)		
	7	(水)		
	8	(木)		
	9	(金)	鳥取市教育行政懇談会	鳥取市役所
	10	(土)	山本二三展（～5/9）	鳥取市歴史博物館
	11	(日)		
	12	(月)	高校生が考えた環境啓発ミュージカル”The floweres by the way”	仁風閣
	13	(火)		
	14	(水)		
	15	(木)	空から眺める鳥取城と仁風閣の四季（仮称）（～5/14）	仁風閣
	16	(金)		
	17	(土)	浦島一昌絵画展（仮称）（～5/16）	あおや郷土館
	18	(日)		
	19	(月)		
	20	(火)	対面式・初任者研修（校外研修）①・新規採用養護教諭研修（校外研修）①	
	21	(水)	鳥取県市町村教育委員会研究協議会理事会	ホテルセントパレスホテル倉吉
	22	(木)	児童生徒相談員研修①	鳥取市教育センター
	23	(金)		
	24	(土)	体験イベント 鉄道模型（H0ゲージ）（～4/25）	あおや郷土館
	25	(日)	おうちだにワークショップ 和本作り	鳥取市歴史博物館
	26	(月)		
	27	(火)	I C T活用研修①A日程	県立福祉人材研修センター
	28	(水)		
	29	(木)	万葉人に変身！まが玉づくり&万葉衣装体験（～5/5）	因幡万葉歴史館
まんれき！クイズラリー（～5/5）			因幡万葉歴史館	
ゴールデンウイーク体験イベント（～5/5）			青谷上寺地遺跡展示館	
30	(金)	るろうに剣心パネル展（仮称）（～6/6）	仁風閣	
		4月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

② 行事予定（5月1日～5月27日）

5月	1	(土)	第28回星まつり（～5/5）	さじアストロパーク
			常設展示ギャラリートーク（5/3、5/8、5/15、5/22、5/29）	鳥取市歴史博物館
			空から眺める鳥取城と仁風閣の四季（～5/30）	仁風閣
			あおやかみじちシルエットクイズ（～5/4）	青谷上寺地遺跡展示館
	2	(日)		
	3	(月)		
	4	(火)		
	5	(水)	鳥取城フォーラム2021	鳥取市文化センター
			オリジナル勾玉作り	青谷上寺地遺跡展示館
	6	(木)		
	7	(金)		
	8	(土)	カプリス・弦楽四重奏団コンサート	仁風閣
	9	(日)		
	10	(月)	中堅教諭等資質向上研修①・6年目研修①	国府町コミュニティセンター
	11	(火)	青谷町高齢者教室開校式	青谷町総合支所
	12	(水)		
	13	(木)	I C T活用研修①基礎編B日程	県立福祉人材研修センター
	14	(金)	情報化推進リーダー研修	県立福祉人材研修センター
	15	(土)	東京オリンピック聖火リレートーチの巡回展示（5/15～20）	鳥取市役所本庁舎1階
			おもてなしイベント	鳥取市歴史博物館
			歌とお話のひととき	仁風閣
			鉄道模型（H0ゲージ）イベント（～5/16）	あおや郷土館
	16	(日)		
	17	(月)	I C T活用研修②応用編A日程	県立福祉人材研修センター
	18	(火)	校長研修①	国府町コミュニティセンター
	19	(水)		
	20	(木)	授業づくり研修①	国府町コミュニティセンター
音読教室			青谷町総合支所	
21	(金)	鳥取大学「地球科学」講義 講師：さじアストロパーク職員	鳥取大学	
22	(土)	東京2020オリンピック競技大会聖火リレー（鳥取市ルート）	県庁前～JR鳥取駅前花時計	
		第60回麒麟のまち鳥取市美術展記念展inやまびこ館（～7/4）	鳥取市歴史博物館	
		明治40年・皇太子山陰行啓時の鉄道事情を学ぶ	仁風閣	
23	(日)	おうちだにアカデミー「鳥取藩主池田家墓所のなりたち」	鳥取市歴史博物館	
		因幡・但馬の麒麟獅子舞	仁風閣	
24	(月)			
25	(火)	副校長・教頭研修①	国府町コミュニティセンター	
26	(水)	宇宙ふしぎ探検「皆既月食を観察しよう」	さじアストロパーク	
27	(木)	5月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

議案第26号

4月定例教育委員会	
年月日	令和3年4月30日
担当課	教育総務課

鳥取市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令案要綱

1 改正の目的

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しの一環として、公印の押印等に関する文書の取扱いについて所要の整備を行うことを目的とします。

2 改正の内容

(1) 次に掲げる文書を除き、公印の押印を省略できることとします。

(第5条関係)

- ア 法令等により公印を押印することとされている文書
- イ 教育委員会若しくは相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書
- ウ 事実証明に関する文書その他の信用力を付与する必要がある文書
- エ 前3号に掲げるもののほか、特に押印の必要が認められる文書

(2) その他所要の整備を行うこととします。(第5条第2～第4項)

3 施行期日

この規程は令和3年5月1日から施行することとします。

議案第26号

鳥取市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

鳥取市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月30日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾室高志

鳥取市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

鳥取市教育委員会文書取扱規程（昭和57年鳥取市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（公印及び契印）

第5条 発送文書は、鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和57年鳥取市教育委員会訓令第1号。以下「公印管守規程」という。）の定めるところにより、公印を押印するものとする。ただし、次に掲げるもの以外の文書については、公印の押印を省略することができる。

- (1) 法令等により公印を押印することとされている文書
- (2) 教育委員会又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他の特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に押印が必要と認められる文書

2 公印管守規程第9条の2第1項に規定する電子印影印刷及び公印管守規程第9条の3に規定する印影印刷を行うことにより、公印の押印に代えることができる。

3 起案用紙を用いて決裁を受けた文書のうち、公印を押印するものについては原義

と契印するものとする。

- 4 起案者は、文書管理システムにより公印審査依頼を行うものとし、公印を押印しようとする発送文書を公印管守規程第4条に規定する公印管守者（教育総務課長が管守する公印にあつては、教育総務課の職員）に提示し、その審査を受けなければならない。ただし、起案用紙を用いて決裁を受けた場合は、公印を押印しようとする発送文書に決裁及び審査済みの起案文書を添えてこれを行わなければならない。

附 則

この訓令は、令和3年5月1日から施行する。

提案理由

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しの一環として、公印の押印等に関する文書の取扱いについて所要の整備を行うものである。

鳥取市教育委員会文書取扱規程（平成20年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市教育委員会文書取扱規程</p> <p>平成20年3月31日 鳥取市教育委員会訓令第4号</p> <p>第1条～第4条（略） （公印及び契印）</p> <p>第5条 發送文書は、鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和57年鳥取市教育委員会訓令第1号。以下「公印管守規程」という。）の定めるところにより、公印を押印するものとする。ただし、次に掲げるもの以外の文書については、公印の押印を省略することができる。</p> <p>(1) 法令等により公印を押印することとされている文書 (2) 教育委員会又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書 (3) 事実証明に関する文書その他の特に信用力を付与する必要がある文書 (4) 前3号に掲げるもののほか、特に押印が必要と認められる文書</p>	<p>○鳥取市教育委員会文書取扱規程</p> <p>平成20年3月31日 鳥取市教育委員会訓令第4号</p> <p>第1条～第4条（略） （公印及び契印）</p> <p>第5条 發送文書は、鳥取市教育委員会公印管守規程（昭和57年鳥取市教育委員会訓令第1号。以下「公印管守規程」という。）の定めるところにより、公印を押し、原議と契印しなければならぬ。ただし、次に掲げる文書については、公印及び契印又は契印のみを省略することができる。</p> <p>(1) 庁内文書 (2) 案内状、送付書その他これらに類する文書 (3) 書簡文による文書 (4) 外国に発する文書のうち印の慣習がない国あての文書 (5) 公印管守規程第9条の2第1項に規定する電子印影印刷及び同規程第9条の3に規定する印影印刷する文書 (6) ファクシミリにより發送する文書 (7) その他教育総務課長が適当と認めた文書</p>

2 公印管守規程第9条の2第1項に規定する電子印影印刷及び公印管守規程第9条の3に規定する印影印刷を行うことにより、公印の押印に代えることができる。

3 起案用紙を用いて決裁を受けた文書のうち、公印を押印するものについては原義契印するものとする。

4 起案者は、文書管理システムにより公印審査依頼を行うものとし、公印を押印しようとする発送文書を公印管守規程第4条に規定する公印管守者（教育総務課長が管守する公印にあつては、教育総務課の職員）に提示し、その審査を受けなければならない。ただし、起案用紙を用いて決裁を受けた場合は、公印を押印しようとする発送文書に決裁及び審査済みの起案文書を添えてこれを行わなければならない。

第6条（略）

2 公印を使用する者は、公印を押印しようとする発送文書に決裁及び審査済みの起案文書を添えて、公印管守規程第4条に規定する公印管守者に提示し、その承認を受けなければならない。

第6条（略）

■公印の押印・省略の範囲について（鳥取市教育委員会文書取扱規程第5条）

次に掲げるもの以外の文書については、公印の押印を省略することができる。

公印を省略しない文書	例示
(1) 法令等により公印を押印することとされている文書	法令、送付先の書式、決まり等により押印が定められている文書
(2) 教育委員会又は相手方の権利義務又は法的地位に影響を及ぼす文書	<ul style="list-style-type: none"> ・許可、認可等行政処分に関する文書 ・陳情・要望に対する回答文書 ・補助金の交付等に関する文書 ・督促状 ・納入通知書
(3) 事実証明に関する文書その他の特に信用力を付与する必要がある文書	<ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書 ・身分、資格を表す文書
(4) 前3号に掲げるもののほか、特に押印が必要と認められる文書	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰状、感謝状 ・行政指導に関する文書 ・その他特に決裁権者が押印を必要と認めた文書

※公印を省略したときは、必要に応じ、当該文書に「(公印省略)」と記載するものとする。

例) 記載しない文書 ・案内状、礼状、あいさつ状等儀礼的なものとして出す手紙、書状等

・ポスター、刊行物、資料等の送付文書

・公印を押した文書に添付する送付文書

記載する文書 上記以外の通知、照会、回答、報告、依頼文書等

※鳥取市教育委員会公印管守規程第9の2第1項に規定する電子印影印刷及び同規程第9条の3に規定する印影印刷を行うことにより、公印の押印に代えることができる。(鳥取市教育委員会文書取扱規程5条第2項)

4月定例教育委員会	
年月日	令和3年4月30日
担当課	学校教育課

令和3年度 学校計画訪問実施計画

1 目的

- (1) 鳥取市立の学校を年次的に訪問し、各校の実態や課題を把握するとともに指導や助言を行い、適切な学校運営を支援する。
- (2) 授業及び学級経営等への指導をととして、教職員の資質（授業力・教師力）の向上を図る。

2 実施対象校

(1) 小学校＜9校＞

津ノ井小学校、湖山西小学校、宮ノ下小学校、国府東小学校、河原第一小学校
佐治小学校、宝木小学校、瑞穂小学校、浜村小学校

(2) 中学校＜3校＞

中ノ郷中学校、気高中学校、青谷中学校

(3) 義務教育学校＜1校＞

福部未来学園

＜計 13校＞

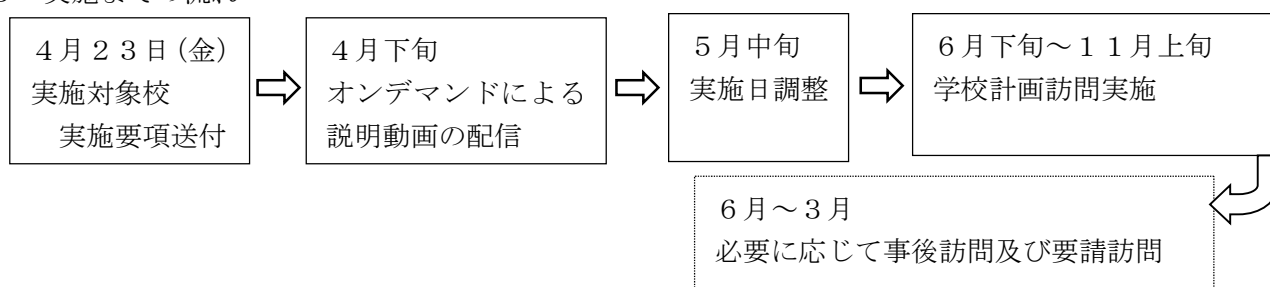
3 実施時期（6月下旬～11月上旬）

※日程は後日調整

4 訪問者

教育委員、学校教育課職員等（5名程度 ※学校規模により変更）

5 実施までの流れ



6 実施に係る留意点

- 実施対象校事前説明会は、オンデマンド形式で実施する。
- 学校長は、訪問1週間前までに次のものを市教委に提出する。
 - ①学校計画訪問に係る事前資料（A4版1～2枚）
 - ②指導案綴り（日程表・校舎図・道徳資料添付） ※指導案はA4版1枚の略案
 - ③研究推進の概要がわかる資料
- 公開する授業は、教員の指導場面が見られる授業とする。
- 特別の教科 道徳、学級活動（1）の授業は、必ず1授業以上入れる。
- 訪問当日の全体会は原則行わない。学校課題等について市教委の指導助言が必要な場合は、後日

校内研修の機会を設ける。

○帳簿検収は、服務関係及び指導関係全般に係る帳簿を対象とする（電子データも含む）。

検収には、訪問当日の朝（8：30～9：15）を充て、担当指導主事が複数で行う。

※原則、後日の帳簿の再点検は実施しない。

7 基本的な当日の流れ

学校の時程	公開授業数		
	8コマ以下	9～16コマ	17コマ以上
8：30～9：15	指導主事来校 帳簿点検 【45分程度】		
9：35	教育委員・市教委代表者来校		
2限目	管理職協議Ⅰ（学校経営の概要、学校課題、研究推進について） 【45分程度】		
3限目	授業公開①	授業公開①	授業公開①
4限目	管理職協議Ⅱ （訪問者からの助言等）	授業公開②	授業公開②
12：30～12：50		給食・休憩【20分程度】	給食・休憩【20分程度】
昼休憩		管理職協議Ⅱ （訪問者からの助言等）	管理職協議Ⅱ ・教育委員からの助言 ・午前中の授業の返し
5限目		※14：00頃終了予定	授業公開③
6限目			管理職協議Ⅲ （訪問者からの助言等） ※15：30頃終了予定

※ 3限目開始時刻を基準として、その前の時間設定を行う。

※ 管理職協議Ⅰについては、学校長及び訪問者を基本とするが、研究推進については、副校長、教頭、研究主任等が説明してもよい。

※ 管理職協議Ⅱ及びⅢについては、学校長、副校長、教頭、訪問者で行う。

報告事項（１）
令和３年第３回市議会臨時議会について

定例会教育委員会資料	
令和３年４月３０日（金）	
担当課	教育総務課

工事請負契約の締結について

令和３年４月１４日に開催された令和３年第３回市議会臨時議会において、「鳥取市立江山学園普通教室棟長寿命化改良（建築）工事に係る工事請負契約の締結について」の議案を提案し、議決を得ましたので報告します。

工事請負契約の締結について

- | | |
|----------|--|
| 1 契約目的 | 鳥取市立江山学園普通教室棟長寿命化改良（建築）工事施工のため |
| 2 工事場所 | 鳥取市竹生地内 |
| 3 工事名称 | 鳥取市立江山学園普通教室棟長寿命化改良（建築）工事 |
| 4 工事概要 | 普通教室棟長寿命化改良 |
| 5 契約方法 | 一般競争入札 |
| 6 契約金額 | 金 204,600,000 円
(うち消費税及び地方消費税の額 金 18,600,000 円) |
| 7 契約の相手方 | 鳥取市立江山学園普通教室棟長寿命化改良（建築）工事藤原・興洋特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取市千代水一丁目 17 番地
株式会社藤原組
取締役社長 藤 原 正
構成員 鳥取市岩吉 130 番地 3
株式会社興洋工務店
代表取締役 野 藤 悦 男 |

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年鳥取市条例第 13 号）第 2 条の規定により議決を得るためである。

報告事項（１）

令和３年第３回市議会臨時議会について

定例教育委員会資料	
令和３年４月３０日（金）	
担当課	学校教育課 学校保健給食課

放棄した債権の報告について（報告）

学校給食費、指定補助教材費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金の債権放棄を行いましたので、次のとおり報告します。本件については、令和３年４月１４日に開催された令和３年第３回市議会臨時議会にて報告しています。

１ 債権について

債 権 名	学校給食費	指定補助教材費	日本スポーツ振興センター災害共済掛金
概 要	学校給食に要する経費のうち、学校給食法（昭和２９年法律第１６０号）第１１条第２項の規定により保護者が負担すべき学校給食に要する経費その他市が負担する経費以外の経費を学校給食費として徴収するもの。	学校で使用する補助教材に要する経費として徴収するもの。	学校等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）に対して災害共済給付を行う国、設置者（市等）及び保護者の三者で負担する互助共済制度の保護者負担額を徴収するもの。
債権の種類	私 債 権		
時効期間	５年（令和２年３月３１日以前の債権は２年）		
法令根拠等	鳥取市学校給食費徴収規則	鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校における補助教材費徴収規則	鳥取市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収要領

２ 債権放棄の内容

学校給食費、指定補助教材費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金の滞納金については、督促状・催告書の発送などを行い、債権管理・回収に努めているところであるが、本件については、破産法第２５３条第１項の規定による免責許可決定に基づき、鳥取市債権管理に関する条例第７条第１項第４号の規定により債権放棄を、学校給食費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金は令和３年３月２６日、指定補助教材費は令和３年３月２９日に行ったものである。

鳥取市債権放棄調書（個表）

債権の名称 学校給食費
 所管部課名 学校保健給食課

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した事由等		備考
			債権発生年度	事由	
1	5,112	令和3年3月26日	令和元年度	破産手続きによる免責許可決定によるもの（条例第7条第1項第4号）	債権者：個人
2	94,046	令和3年3月26日	平成30年度 ～令和元年度	〃	債権者：個人
3	174,865	令和3年3月26日	平成30年度 ～令和2年度	〃	債権者：個人
計	274,023				

（事由別集計表）

	件数	金額（円）
第1号		
第2号		
第3号		
第4号	3	274,023
計	3	274,023

※ 条例第7条第1項

- 第1号 … 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（一部を履行したとき、その他時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）
- 第2号 … 債権者が死亡し、その債権について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額を越えないと見込まれるとき。
- 第3号 … 債権者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込がないとき。
- 第4号 … 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

鳥取市債権放棄調書（個表）

債権の名称 指定補助教材費

所管部課名 学校教育課

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した事由等		備考
			債権発生年度	事由	
1	5,649	令和3年3月29日	平成30年度 ～令和元年度	破産手続きによる免責許可決定によるもの（条例第7条第1項第4号）	債権者：個人
2	25,313	令和3年3月29日	平成30年度 ～令和2年度	〃	債権者：個人
計	30,962				

（事由別集計表）

	件数	金額（円）
第1号		
第2号		
第3号		
第4号	2	30,962
計	2	30,962

※ 条例第7条第1項

- 第1号 … 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（一部を履行したとき、その他時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）
- 第2号 … 債権者が死亡し、その債権について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額を越えないと見込まれるとき。
- 第3号 … 債権者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込がないとき。
- 第4号 … 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

鳥取市債権放棄調書（個表）

債権の名称 日本スポーツ振興センター災害共済掛金

所管部課名 学校保健給食課

番号	債権の額(円)	放棄決定日	放棄した事由等		備考
			債権発生年度	事由	
1	920	令和3年3月26日	平成30年度 ～令和元年度	破産手続きによる免責許可決定によるもの（条例第7条第1項第4号）	債権者：個人
2	1,840	令和3年3月26日	平成30年度 ～令和2年度	〃	債権者：個人
計	2,760				

（事由別集計表）

	件数	金額（円）
第1号		
第2号		
第3号		
第4号	2	2,760
計	2	2,760

※ 条例第7条第1項

- 第1号 … 当該債権について消滅時効に係る時効期間が満了したとき（一部を履行したとき、その他時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。）
- 第2号 … 債権者が死亡し、その債権について限定承認があった場合において、その相続財産の価格が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額を越えないと見込まれるとき。
- 第3号 … 債権者が失踪、行方不明その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込がないとき。
- 第4号 … 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

報告事項（2）

4月定例教育委員会 資料	
令和3年4月30日（金）	
担当課	学校教育課

新規採用教職員等のPCR検査の実施について

新規採用教職員等のPCR検査を実施しました。対応については以下のとおりです。

（1）実施日時

令和3年4月1日（木） 11:00～13:30

（2）実施場所

市民交流棟2階 多目的ホール

（3）対象者

起算日は帰鳥日とし、14日を経過しない者＝待機終了日が4/1以降の者 28名

（4）検査の結果

検査対象者28名 全員陰性

新型コロナウイルス感染症の対応について

1. 鳥取市立南中学校について

4月12日（月）、鳥取市立南中学校の生徒1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されました。対応については以下のとおりです。

(1) 学校の臨時休業等について

- ・4月13日（火）～4月19日（月）までひとまず臨時休業
- ・4月13日（火）、14日（水）にPCR検査を受けた生徒及び教職員全員が陰性だったことを受け、保健所と相談の上、4月13日（火）～4月18日（日）臨時休業、4月19日（月）から学校再開

(2) PCR検査の結果について

- ・検査対象者 教職員62名、生徒237名
- ・4月13日（火） 教職員62名、生徒234名 陰性
- ・4月14日（水） 生徒3名 陰性

(3) 学校内の消毒について

- ・4月13日（火）午前中実施

(4) 今後の対応について

子どもたちが安全・安心な学校生活を再開できるよう、感染防止、差別や偏見等の防止に取り組めます。

4/12(月)	鳥取市立南中学校の生徒1名が感染 4/13(火)～4/19(月)臨時休業を決定 PCR検査実施の決定 臨時休業、PCR検査の実施、教育長メッセージを保護者に配信
4/13(火)	学校内の消毒作業 教職員(62名)、生徒(234名)PCR検査の実施⇒陰性 報道等へ資料提供 ※学校名公表
4/14(水)	生徒(3名)PCR検査の実施⇒陰性 臨時休業期間4/13(火)～4/18(日)、学校再開4/19(月)に変更

2. とんぼ児童クラブ（米里小学校）について

4月17日（土）、とんぼ児童クラブ（米里小学校）のアルバイトスタッフ1名（公立鳥取環境大学学生）が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されました。対応については以下のとおりです。

（1）児童クラブの閉所等について

- ・ 4月18日（日）～5月1日（土）まで閉所

（2）PCR検査の結果について

- ・ 検査対象者 児童50名、支援員3名、スタッフ2名
- ・ 4月18日（日） 全員陰性

（3）児童クラブ内の消毒について

- ・ 4月18日（日）午前中実施

（4）今後の対応について

感染防止、差別や偏見等の防止に取り組めます。

4/17(土)	とんぼ児童クラブのアルバイトスタッフ1名が感染 PCR検査実施の決定 臨時休業、PCR検査の実施、教育長メッセージを保護者に配信
4/18(日)	児童クラブ内の消毒作業 4/18(火)～5/1(土)閉所を決定 児童(50名)、支援員(3名)、スタッフ(2名)PCR検査の実施⇒陰性 報道等へ資料提供 ※児童クラブ名公表

4月定例教育委員会 資料	
期 日	令和3年4月30日
担当課	生涯学習・スポーツ課

東京2020オリンピック競技大会聖火リレー 鳥取市ルートについて

1 聖火リレーについて

聖火リレーは、本年3月25日（木）に福島県のナショナルトレーニングセンター「Jヴィレッジ」をグランドスタートし、121日間かけて日本全国を回る。**※4/29までに17府県を走行**

5月21日（金）に岡山県から鳥取県に入り、鳥取市では翌5月22日（土）に鳥取県庁前をスタートし、JR鳥取駅前花時計付近までの若桜街道約1.4kmのルートを8名のランナーが聖火をつなぐこととしている。**※別添ルート図**

なお、鳥取市内では、鳥取県所管により鳥取砂丘とセレブレーション（最終聖火ランナー到着時に聖火到着を祝うイベント）が行われる布勢総合運動公園でもリレーが実施される予定だったが、新型コロナウイルス感染症対策として鳥取砂丘での走行はとりやめ、布勢総合運動公園では競技場内周回の方法に変更となった。

2 鳥取市ウェルカムプログラム（出発式）について

（1）目的、趣旨

聖火の鳥取市への到着を祝うとともに、本市ルートを走行するランナーを激励することにより、東京オリンピックの機運醸成を図る。

（2）日 時 令和3年5月22日（土）午後7時頃から

（3）場 所 鳥取県庁駐車場（本庁舎前）

（4）主な内容

- リレー概要の紹介
- 開会あいさつ
- 聖火ランナー8名の紹介（司会者によるプロフィール等読み上げ）

（5）新型コロナウイルス感染症対策

- オンライン観覧の推奨 — NHKがライブストリーミングでネット中継
- 観覧エリアのスペース確保 — 1.5人/m²
- 沿道観覧者等への呼びかけ — マスク着用、ソーシャルディスタンスの確保、大声を出さず拍手で応援

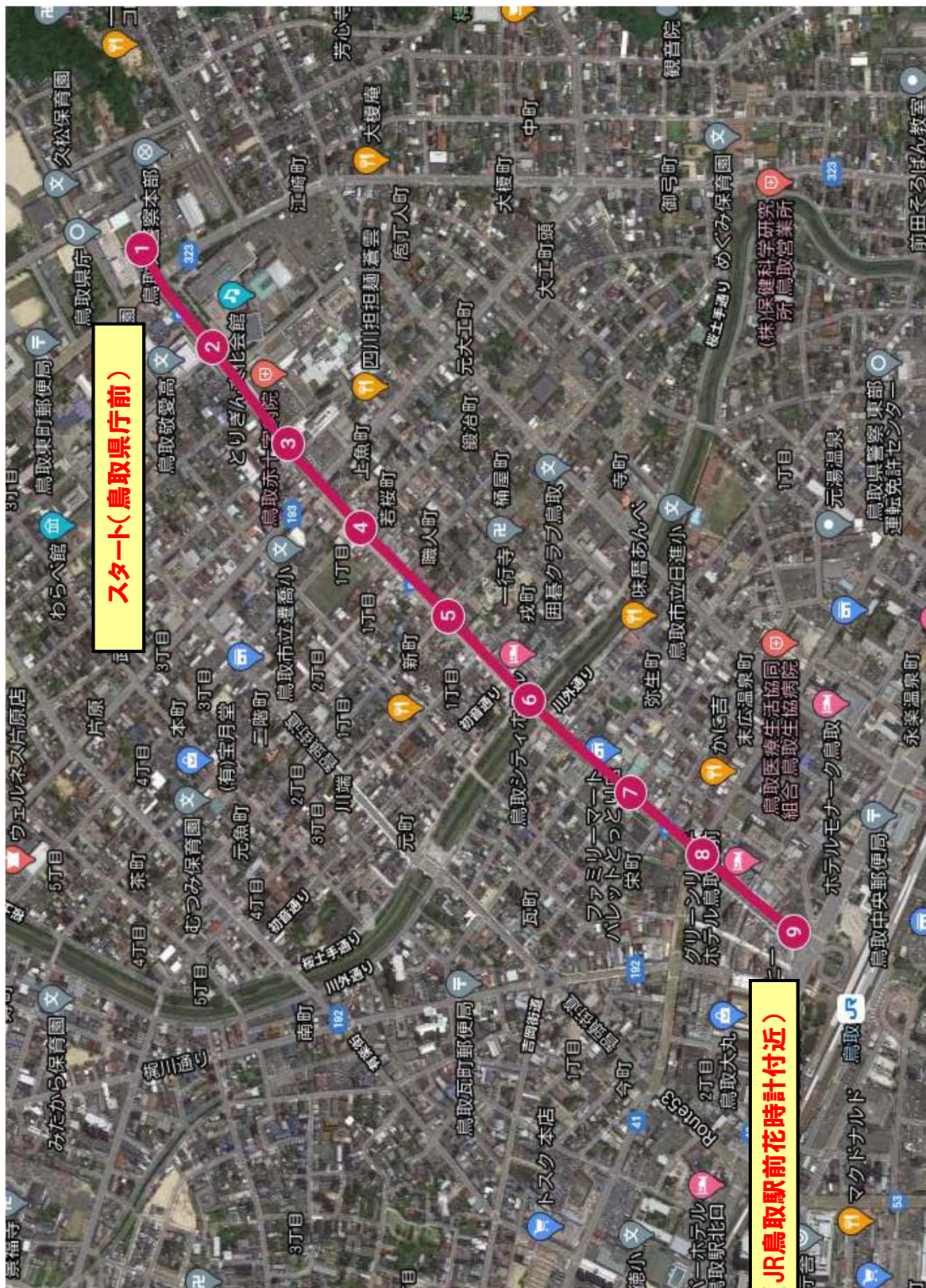
3 聖火リレートーチの巡回展示（別添参照）

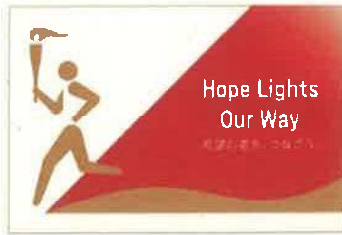
○聖火リレー本番に向けた鳥取県内の機運醸成を図ることを目的に、トーチを県内各市町村の公共施設で順次展示

○トーチは、アルミニウム製、高さ71cm、重さ1.2kg

○鳥取市では、5月15日（土）～20日（木）に鳥取市役所本庁舎1階ロビーで展示

東京2020オリンピック聖火リレー 鳥取市ルート図《R3.5.22(土)》





資料提供	
令和3年1月8日	
担当課 (担当)	東京2020オリンピック聖火リレー 鳥取県実行委員会事務局 (坂田・小谷)
電話	090-7976-0391 0857-26-7921

参考

東京2020オリンピック聖火リレートーチの巡回展示を開催します！

今年5月21日、22日の2日間、県内全市町村を巡る東京2020オリンピックの聖火リレーで使用される聖火トーチを、県内各市町村の公共施設で展示します。聖火リレー本番に向けた、県内の機運醸成を図ります。

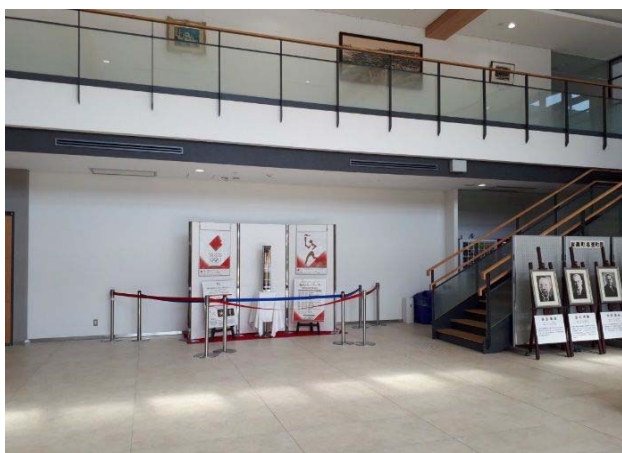
- 1 展示期間 令和3年1月9日(土)～5月20日(木)
- 2 展示内容 聖火リレートーチ(高さ:71cm、重さ:1.2kg、アルミニウム製、クリアケース入り)、紹介パネル(4枚)
- 3 設置期間・場所 ※聖火リレー通過順と同じ順番で巡回します。

市町村名	期 間	展示場所(施設名)
境港市	1月9日～1月14日	水木しげる記念館(9日～11日)/境港市役所(12日～14日)
米子市	1月16日～1月21日	県立米子産業体育館
日吉津村	1月23日～1月28日	ヴィステピえづ
南部町	1月30日～2月4日	南部町総合福祉センターしあわせ(1/30～31)/南部町役場法務寺庁舎(2/1～2) 南部町総合福祉センターいこい荘(2/3)/南部町役場天満庁舎(2/4)
日南町	2月6日～2月11日	日南町役場交流ホール
日野町	2月13日～2月18日	日野町山村開発センター
伯耆町	2月20日～2月25日	伯耆町立岸本公民館
江府町	2月27日～3月4日	江府町役場
大山町	3月8日～3月11日	大山町役場名和本庁舎
倉吉市	3月13日～3月18日	県立倉吉未来中心アトリウム(3/15(月)展示なし)
琴浦町	3月20日～3月25日	琴浦町総合体育館
北栄町	3月27日～4月1日	北栄町北条B&G海洋センター(3/30(火)展示なし)
三朝町	4月3日～4月8日	三朝町立みささ図書館
湯梨浜町	4月10日～4月15日	ハワイアロハホール
岩美町	4月17日～4月22日	岩美町中央公民館
八頭町	4月24日～4月29日	郡家駅コミュニティー施設「ぶらっとびあ・やず」
智頭町	5月1日～5月6日	智頭町総合センター
若桜町	5月8日～5月13日	若桜町公民館
鳥取市	5月15日～5月20日	鳥取市役所本庁舎

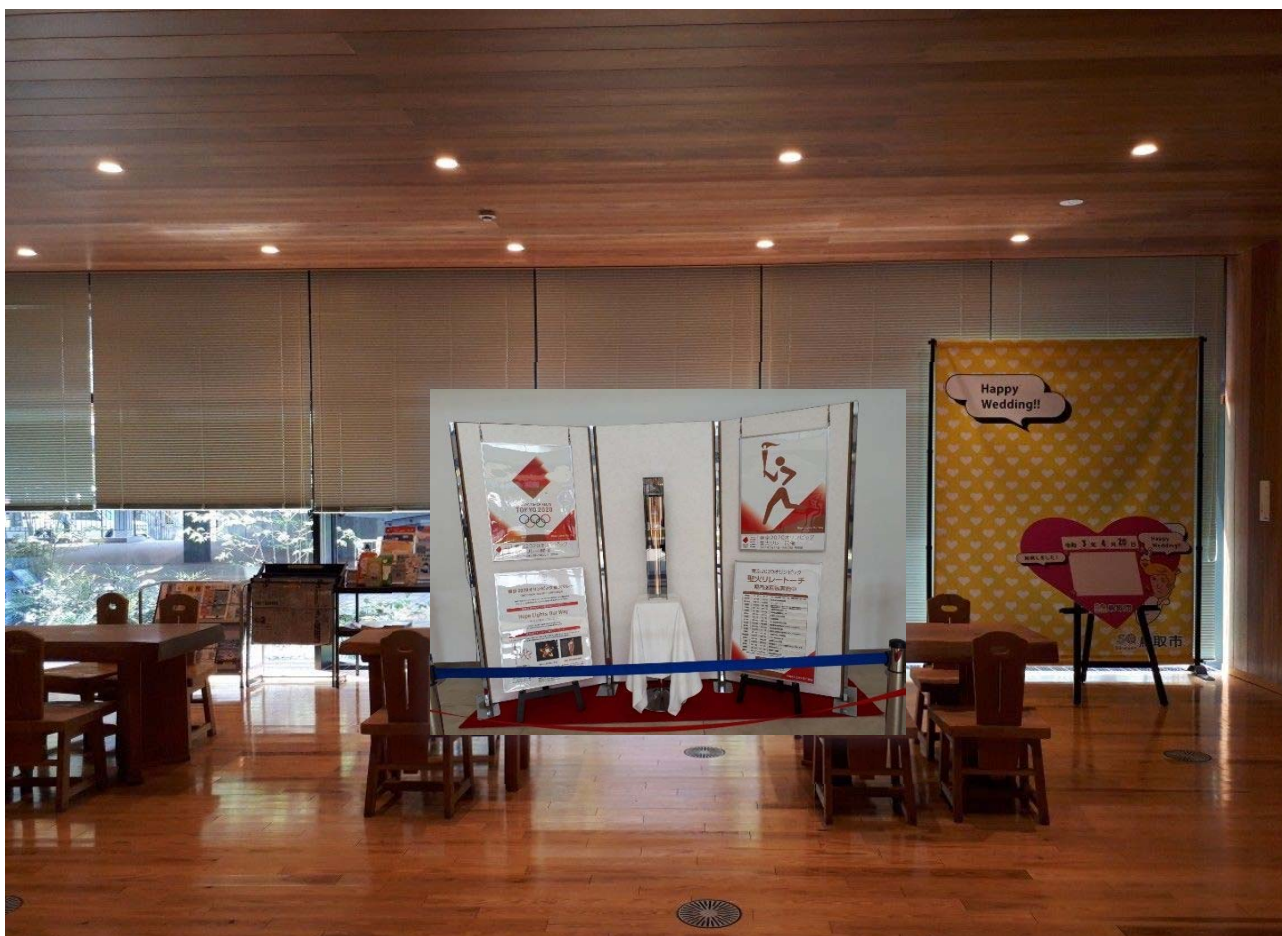
- 4 その他 展示場所は今後変更になる可能性があるほか、新型コロナウイルスの感染状況によっては開催内容の変更及び開催が中止となる場合があります。

東京2020オリンピック 聖火リレートーチ巡回展示写真

【岩美町中央公民館（4.17～22）】



《鳥取市役所本庁舎1階ロビー イメージ写真》
R3.5.15(土)～20(木)



報告事項（５）

4月定例教育委員会 資料	
期 日	令和3年4月30日
担当課	生涯学習・スポーツ課

第44回鳥取市・姫路市姉妹都市親善スポーツ交歓大会の中止について

毎年、姉妹都市交流の一環として開催している標記の大会について、下記のとおり中止となりましたので報告します。

記

- 1 実 施 日 令和3年5月30日
- 2 場 所 姫路市ヴィクトリーナ・ウイंक体育館ほか
- 3 中止とした大会の概要
 - ①種目及び参加人数
グラウンドゴルフ 20人
ゲートボール 20人
ペタック 20人
卓 球 20人
計 80人
- 4 中止とした理由
 - ・大阪と同じ経済圏である姫路市は3月下旬からコロナウイルス感染症患者が激増している。
 - ・会場となる姫路市から、鳥取から安心して参加していただける環境にはないとの申し出あり。
 - ・早期に実施の可否について判断した方が、関係者への負担が軽くなる。

4月定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年4月30日
担当課	生涯学習・スポーツ課

報告事項（6）

鳥取市生涯学習推進基本方針について

本市では、生涯学習の将来像と、その実現に必要な施策の方向を示し、生涯学習を推進するため、生涯学習推進構想・計画や生涯学習推進基本方針を策定し、生涯学習施策を実施してきました。このたび、第2次生涯学習推進基本方針が令和3年3月31日をもって計画期間満了となることから、令和3年度以降の新たな方針を策定するにあたり、本市生涯学習推進協議会他関係機関のご意見をいただきながら策定作業を進めて、令和3年3月29日、本市生涯学習推進本部で承認・策定となりました。

（1）本市におけるこれまでの生涯学習に関する計画・方針の策定状況について

（第1次）生涯学習推進構想・推進計画
推進構想：平成5年度～平成12年度 推進計画：平成5年度～平成7年度 《改訂版》推進計画：平成8年度～平成12年度
第2次生涯学習推進構想・推進計画
推進構想・推進計画：平成14年度～平成23年度 《改訂版》推進構想・推進計画：平成20年度～平成23年度
（第1次）生涯学習推進基本方針
計画期間：平成24年度～平成27年度
第2次生涯学習推進基本方針
計画期間：平成28年度～令和2年度

※生涯学習推進基本方針については、生涯学習が広く市民に関係するものであることをふまえ、分厚い読みにくいものをつくるより内容の圧縮された読みやすいものとするため、パンフレットとして作成。

（2）計画の方向性・考え方

- ・特定の計画期間を定めず、必要に応じて見直しを行う
- ・現代的課題に対応するための生涯学習・社会教育の推進施策については、定期的に教育大綱・教育振興基本計画等に盛り込む
- ・基本方針に掲げられている生涯学習に関する基本的な考え方や基本施策は、短期的に大きく変えるものではないと考えられる。
- ・長期的なビジョンとして方針を定め、必要に応じて見直す形が望ましい。
- ・基本方針の実現に向けた具体的取組については各種計画の中で策定されている。

（4）生涯学習推進協議会（社会教育委員兼務）における主なご意見

令和2年11月に開催した鳥取市生涯学習推進協議会（社会教育委員会議兼務）において、以下のようなご意見をいただきました。

- ・必要に応じた見直しの方法について具体的で分かりやすい記載を加えること。
- ・生涯学習の概念図を修正すること。
- ・地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組について、地域と学校の「連携・協働」型の活動を強調すること。

(5) 策定経過

令和2年11月	鳥取市生涯学習推進協議会 基本方針(案)説明及び審議
12月	定例教育委員会 基本方針(案)説明及び協議 鳥取市生涯学習推進本部 基本方針案の審議
令和3年2月	文教経済委員会 基本方針(案)説明及び経過報告
3月	鳥取市生涯学習推進協議会 基本方針(案)の審議 鳥取市生涯学習推進本部 基本方針(案)の審議・承認
4月	定例教育委員会 報告 関係機関(地区公民館など)へ策定報告

(6) 基本方針の周知・広報について

- ・地区公民館へ策定報告
- ・本市公式ウェブサイトへ掲載 令和3年5月頃

(7) 基本方針の内容について 別紙資料参照

鳥取市生涯学習推進基本方針

I 基本方針の概要

1 基本方針の目的

本市では、これまで平成28年度からの「第2次鳥取市生涯学習推進基本方針」（以下「基本方針」といいます。）等に基づいて様々な生涯学習に関する取り組みを進めてきました。それらは今日、一定の成果を上げ、多くの地域で生涯学習活動が活発に繰り広げられています。

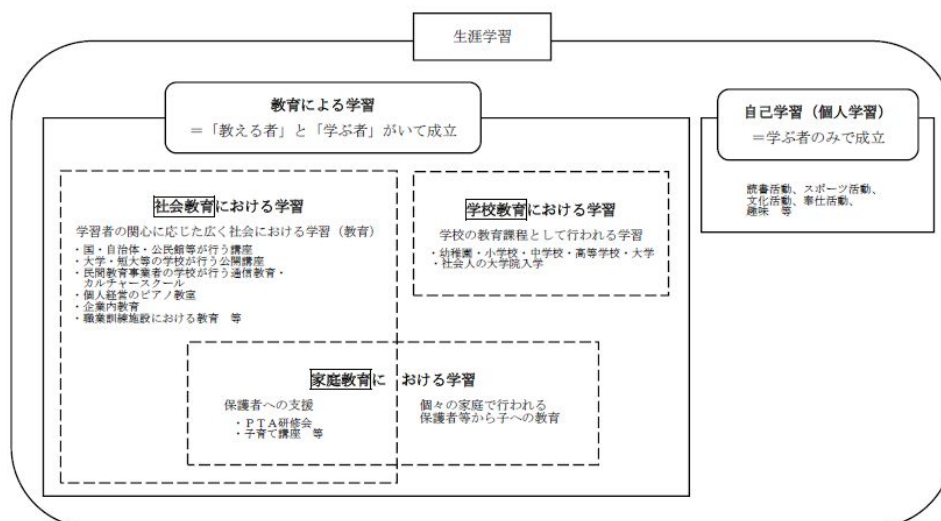
引き続きさらなる生涯学習の振興を図るとともに、前回策定以降の社会情勢の変化をふまえ、この度、基本方針を改定することとしました。本市が目指す将来像「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」へ向け、基本方針に基づく各種取組を推進していきます。

本方針は、本市における生涯学習振興行政の核として、取組の基本的な方針を定めるためのもので、地域の住民や家庭、学校、企業、大学、さらにNPO等の諸団体と行政のめざす方向性を共有し連携・協働を図るために活用します。なお、この方針については4年を超えない期間ごとに、内容が本市にふさわしく社会情勢に適合したものであるかどうかを検討します。その結果、見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

2 生涯学習とは

生涯学習とは、一人ひとりが自分の人格を磨き、豊かな人生を送るために行うあらゆる学習のことを言います。乳幼児期から高齢期に至るまで、生活に必要な知識や技能を身につけるために行う学習、スポーツや文化、趣味の活動において行われる学習も含んだ広範な概念です。

生涯学習を簡単に整理した図が次のものです。教育は大きく、学校で行われる「学校教育」、家庭で行われる「家庭教育」、社会で行われる「社会教育」の3つに分類されます。本市において、社会教育は生涯学習振興の核であり、様々な教育の基盤でもあると捉え、鳥取市教育振興基本計画の中で具体的に策定し、取り組みを進めています。



（平成30年3月鳥取県社会教育委員連絡協議会・鳥取県教育委員会発行 社会教育

委員の手引き[基礎編]より)

社会教育法 第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

II 基本的な考え方

1 基本理念

教育基本法第3条では生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と規定されています。この理念を実現するためには、市民が自発的に、生涯にわたって自由に学ぶことができる環境が必要です。また、学んだ成果を生かし、身近なところから社会をよりよい方向へ変えていくことができるしくみの実現も欠かせません。

これらによって、地域の住民や各機関・諸団体等と行政が、それぞれ持つ力を向上させ、相互に連携・協働することにより、学びを通じた新しい時代の地域づくりを推進します。

以上を踏まえ、この方針の基本理念を次のとおりとします。

『豊かな人生、豊かな社会を築く生涯学習』

2 基本目標

この方針の基本理念を実現して行くにあたり、以下の三つを基本目標として総合的に推進します。

(1) すべての市民が学べる生涯学習

一人ひとりの状況に応じた学習機会が得られ、学習が継続できる環境の整備に努めます。「子育て世代」、「高齢期」などの生涯各期にわたり、時代の変化に対応し生活に必要な知識や技能の習得や社会的課題の学習、自己のいきがづくりなど様々な学習機会の充実を図ります。

(2) 学んだ成果を生かし地域や社会をつくる生涯学習

学習成果を地域や社会で生かすことができる仕組みを進めます。学習が活動に結び付く実践的な学習機会の提供や、成果を発表する場を設けることによって、つながりのある地域社会を目指します。

(3) 地域の教育力を高め、課題を解決する生涯学習

地域の住民や各機関・諸団体等、行政の連携・協力を進め、地域の目標や課題意識を共有し、課題解決に取り組むことを目指します。それによって地域社会の教育力を高め、学びを通じた地域づくりを進展します。

3 基本施策

基本目標を達成するため、次に掲げる基本施策に基づき、市民一人ひとりの学習活動を積極的に支援していきます。

(1) 市民が生涯にわたって学べる学習機会の充実

自分の人格を磨き、豊かな人生を送るためには、学校教育の期間と場だけではなく、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージにおいて、様々な場所や方法で学習活動ができることが大切です。

このため、市民が生涯にわたって学ぶことができる学習機会の充実を推進するとともに、市民の健康づくりやいきがいくりのための各年代に応じた生涯スポーツ活動を支援します。

《主な取組》

- 人格形成の基礎を培う幼児教育の実践
- 青少年及び成人の社会的知識向上を図る学習、高齢者の生きがいくりを旨とした学習の推進
- 「学び直し」や新たな学びへの挑戦ができる機会の提供
- 各年代に対応した健康づくり及びスポーツ・レクリエーション活動の支援
- 世代間交流や地域間交流の活性化を図る取り組み

(2) 社会的課題に関する学習機会の充実

趣味や教養などの学習だけでなく、現在の社会情勢に対応した人づくり・地域づくりを進めるためには、それぞれが置かれている社会の課題に対する学習機会が提供されることが重要です。このため、社会的な課題に対して、一人ひとりが「市民」として主体的に考え、責任をもち、解決していく力を育む学習機会を充実させます。

《主な取組》

- 共生社会の実現を旨とした人権に関する学習の推進
- 男女共同参画に関する学習の推進
- 防災、安全、消費生活等の生活に関する学習の推進
- 福祉、健康に関する学習の推進
- リサイクル、ごみ問題等環境に関する学習の推進
- 平和、国際理解に関する学習の推進
- 情報モラル・リテラシーに関する学習の推進

(3) すべての市民が学べる多様な学習形態や情報提供の充実

個人の要望や社会の要請に応じるためには、多様な内容や形態の学習機会が必要です。

年齢や性別、障がい等を問わず、すべての市民が必要に応じた学習機会に出会えるよう、様々な事業の情報を収集・整理するとともに、様々なメディアを活用した広報活動に取り組むなど情報提供を充実させます。また、すべての市民が学習活動に参加できる環境を整備するとともに、情報通信技術を活用して、時間や場所の制約を受けない学習形態の充実に努めます。

《主な取組》

- 生涯学習事業の情報提供及び学習相談への適切な対応
- すべての市民がその能力や状態に応じて学習活動ができる機会の充実
- 情報通信技術を活用した学習の推進

(4) 学習した成果を生かす仕組みづくりと人材育成

単に学習を個人の知識・教養の向上だけにとどめるのではなく、その成果を地域社会の発展に生かしたいという意識が高まっています。このため、学習により身につけた知識・技能・経験を発表する機会や、実践・活用する場の充実に努めます。

また、生涯学習推進にあたっては「人づくり」が重要であり、学習活動で培った成果を指導者やボランティアとして地域に還元できる人材育成に取り組みます。

《主な取組》

- 指導者やリーダー、コーディネーター等の養成
- 各種展示、発表会の開催
- ボランティアの育成及び活動の活性化
- 人材登録制度の充実

(5) 地域社会の課題解決力・教育力向上と家庭教育の強化

人口減少、少子高齢化の進展、地域社会の人間関係の希薄化など、現代社会は常に変化しており、それに伴う様々な課題が発生しています。

このため、地域の住民や各機関・諸団体等や行政が連携し一体となって、地域社会の目標と課題意識を共有し、情報提供や学習機会の充実によって課題解決に努めています。

家庭での教育は、すべての教育の出発点として、子どもに基本的な生活習慣や生活能力を身につけさせ、人格の基礎を形成する重要な役割を担っています。このため、子育て中の親やこれから親となる人へ、家庭における教育の役割と責任について学ぶ機会を充実させるとともに、子育てを支援する環境の充実に努めます。

また、学校とPTAおよび地域団体、子ども会など子どもたちを取り巻く地域の住民や各機関・諸団体等の幅広い参画を得て、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもたちを育む体制づくりを推進し、地域の教育力の向上を図ります。

《主な取組》

- 地域が抱える課題解決に向けた学習機会の提供
- 家庭、地域における子育てに関する学習の推進及び情報の提供
- 学校内外での安全確保など子どもたちを育む地域ボランティアの育成
- PTAや子ども会等の子どもたちを取り巻く地域団体の組織強化と活動の充実
- 地域における子ども達の体験活動機会の充実

(6) 伝統文化・芸能・芸術の学びを通じた継承及び活用と振興

地域の教育力を高めるためには、地域の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次の世代に受け継ぐことが重要です。これは、ふるさとを大切にすることを育むとともに、特色ある地域づくりにもつながります。このため、郷土の伝統文化や芸能を学び、保存・保護・伝承・活用に努めます。

また、文化的に豊かな社会の醸成を促進するため、市民が文化芸術活動にふれることができる機会を充実させます。

《主な取組》

- 伝統芸能や地域に伝わる技能などの保存・伝承・発信のための取り組み
- 文化財への意識高揚に関する学習の推進
- 市民が自主的に行う文化芸術活動の支援と施設や環境の整備

○文化芸術活動による交流の促進

(7) 生涯学習活動拠点の充実

生涯学習の場は、市民にとって安全・快適で使いやすい場所であることが望まれます。このため、市民が「いつでも どこでも だれでも だれとでも 何でも いつまでも」学習できる環境の整備・充実に努めます。

特に、地域住民に最も身近な地区公民館は、幅広い年齢層が活用しやすい、地域に根付いた施設となるよう、適切な運営に努めます。さらに、地域住民が一体となって課題解決に取り組む機運が生まれるよう、地域づくりの拠点としての機能も強化します。

また、図書館は市民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で極めて大きな役割を果たす施設です。その重要性を鑑みて鳥取市図書館振興計画に基づき施設の整備・充実に努めます。

その他、各種学校、博物館、青少年施設、スポーツ施設、公園やコミュニティ施設などの交流施設等も、生涯学習の拠点として十分に活用されています。それぞれの特色を生かし、より使いやすい魅力ある場となることを図ります。

《主な取組》

- 公民館の施設整備及び機能強化
- 学校教育施設の開放
- 図書館の整備及び管理運営
- 生涯学習拠点の適切な管理運営

Ⅲ 施策の推進に当たって

1 総合的な推進体制

生涯学習に関する施策を効果的・効率的に進めるにあたっては、地域の住民や各機関・諸団体等・行政の連携・交流の強化は大変重要です。このため、次のような連携を図り、総合的な推進体制の整備に努めます。

(1) 市民との連携・協働

地域全体の力を高め、「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる」地域づくりを推進するため、市民との連携・協働を一層強化します。

(2) 関係機関との連携

市民の多様な学習要望や社会の要請に応えるとともに、地域の課題解決を図るため、公民館・図書館・博物館等社会教育施設、学校、大学など高等教育機関、社会教育関連団体、NPO法人等との連携を密にしていきます。

(3) 庁内の連携体制

市長を本部長として設置している「鳥取市生涯学習推進本部」を中心に、全庁的な生涯学習振興行政の体系的な基盤整備を推進します。

2 進行管理

生涯学習の推進にあたっては、全庁による取組が必要不可欠です。教育委員会は、生涯学習振興行政の中核として、本市の生涯学習全体を把握し、情報の収集と整理、取組の検証・点検を行い、その評価結果に基づき課題などを把握し、改善を図って

きます。このため、次のような進行管理を行います。

(1) 各施策事業の進行管理

生涯学習推進事業の進行管理については、本市総合計画を戦略的に展開するために構築された「行政評価マネジメントシステム」を活用します。
また、市民委員で組織する鳥取市生涯学習推進協議会や社会教育委員をはじめ、市民の皆さんからの意見や助言などを施策に積極的に取り入れていきます。

(2) 方針の進行管理

各事業の進行管理を行う中で、この方針についても鳥取市生涯学習推進本部などで検証し、効果的な生涯学習振興施策が実施できるよう見直します。

4月定例教育委員会資料	
年月日	令和3年4月30日(金)
担当課	生涯学習・スポーツ課

報告事項(7)

鳥取市民体育館再整備事業の強風被害について(報告)

4月12日から13日にかけて発生した強風により解体中の鳥取市民体育館の西側(国道側)足場の一部が倒れかかる被害が生じたので報告します。

なお、当該被害により、人的及び物的被害は生じていません。

1. 発生から終息までの経緯

13日(火)

午前6時30分 住民から警察に対して市民体育館の足場が傾いているとの通報

午前7時前 生涯学習・スポーツ課担当者及び施工業者担当者が現地へ到着

午前7時30分 施工業者により緊急作業を実施。(倒壊防止措置等)

※その後、施工業者と労働基準監督署で対応方法を協議

午後3時頃 倒れ掛かっている足場の撤去作業を実施

14日(水)

足場の一部撤去作業終了

※後日、再度の足場設置を実施

【当日の状況】



倒壊防止措置として重機
応急対応を実施。

2. 被害が発生した要因

今回の要因としては、想定以上の強風が吹いたことによるものでした。そのため、今後、同様の事象が生じることがないように指導を行うと共に、強風時の対策を確認しました。

【強風時の対策】※労働基準監督署協議済み

- ・足場の固定箇所を定期点検
- ・非常に強い風が予想される場合は防音シートのまくり養生を行います。
(25m以上の強風が想定される場合に実施)
- ・足場の補強箇所を増設(2スパン⇒1スパン毎)します。
- ・風量計を設置したうえで作業を実施します。

4月定例教育委員会	
年月日	令和3年4月30日
担当課	教育委員会中央図書館

公用車の事故について

1. 日 時 令和3年4月21日（水）14時10分頃
2. 場 所 鳥取市的場二丁目1番地
鳥取市南デイサービスセンター敷地内
3. 相手側 社会福祉法人 鳥取福祉会
鳥取市南デイサービスセンター
破損状況：同施設内花壇のブロック塀破損
4. 鳥取市側 破損状況：移動図書館車（こだま号）後部を破損
運転者 運転技師 （負傷なし）
同乗者 図書館司書 （負傷なし）

5. 状 況

移動図書館車（こだま号）による巡回業務のため立ち寄った鳥取市南デイサービスセンターにおいて、移動図書館車を指定駐車位置（玄関前）へ移動中に後方確認を怠り、同施設花壇のブロック塀に衝突し、破損させたものである。

6. 損害賠償の内容及び額

破損した花壇のブロック塀修繕費用（金額未確定）
破損した移動図書館車の修繕費用（金額未確定）

7. 見取り図等

